第９回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日　時　平成１７年１１月８日（火）
　　午後１時３０分から
場　所　友部町社会福祉会館
　　(友部町美原 3-2-11)

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事

（１）報告事項
　　報告第２８号　市章類似調査結果について
　　報告第２９号　一般職の職員の身分の取扱いについて
　　報告第３０号　新市の組織及び機構について
　　報告第３１号　特別職報酬等審議小委員会の審議結果について

（２）協議事項
　　協議第２９号　特別職の報酬について

４．その他

５　閉　会

目　　次

（1）報告事項

報告第２８号　市章類似調査結果について　・・・・・・・・・　１

報告第２９号　一般職の職員の身分の取扱いについて　・・・・・・・・・　３

報告第３０号　新市の組織及び機構について　・・・・・・・・・　８

報告第３１号　特別職報酬等審議小委員会の審議結果について　・・・・・・・・・　２０

（2）協議事項

協議第２９号　特別職の報酬について　・・・・・・・・・　２８

報告第２８号

市章類似調査結果について

市章類似調査結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１１月８日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会　長　　磯　　良　史

【市章類似調査の結果】

第８回合併協議会において決定された作品〔最優秀賞（採用作品）１点〕について，商標調査及び他市町村章との類似性有無の調査を行った結果，類似のものは見当たらなかった。

【正式決定】

市章類似調査の結果を受けて，最優秀賞（採用作品）１点，及び優秀賞４点を正式に決定する。

最優秀賞（採用作品）	長崎県	草野（くさの） 敬一（けいいち） さん（50）
優 秀 賞	東京都	彦根（ひこね） 正（ただし） さん（49）
優 秀 賞	東京都	立志（たてし） 哲洋（てつひろ） さん（54）
優 秀 賞	兵庫県	下東（しもひがし） 園子（そのこ） さん（49）
優 秀 賞	新潟県	金津（かなづ） 博（ひろし） さん（61）

報告第２９号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて，別紙のとおり報告する。

平成１７年１１月８日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会　長　　磯　　良　史

報告書

一般職の職員の身分の取扱いについては，第３回協議会において確認された調整方針に基づき調整を行い，一般職の給与制度等の具体的調整内容について下記のとおり報告する。

【協議第１９号　一般職の職員の身分の取扱い】
（１）３市町の一般職の職員は，すべて新市の職員として引継ぎ，職名，任用要件及び給与については，人事管理，職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し，統一を図るものとする。
（２）職員数については，新市において定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努めるものとする。

１　一般職の給与制度について

具体的調整内容
（１）新給料表について（行政職第Ｉ表） 給料表は９級制を導入し，１つの級に１つの職という職務給とする。平成１８年４月１日より適用する。 （人口５万人以上の県内２０市において，４市が８級制を採用している以外は，１６市が９級制または１０級制を採用している。）

級別職務分類表

１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
主事補	主　事	主　事	主　幹	係　長	主　査	補　佐	課　長	部　長

（職名は一部）

（２）５５歳昇給停止
９級制導入と併せ，国，県同様５５歳昇給停止を実施する。
（現在，笠間市は，５８歳昇給停止，友部町・岩間町は，５６歳延伸，５８歳昇給停止を実施している。）

２　その他

具体的調整内容	
管理職手当	別表１のとおり
特殊勤務手当	別表２のとおり
旅費	別表３のとおり

別表1

管理職手当

笠間市		友部町		岩間町		新　市	
市長部局		町長		町長		市長部局	
部長	15/100	病院院長	20/100	課長、参事	8/100	病院長	20/100
参事	13/100	病院副院長	15/100			部長、副院長	15/100
課長、副参事	10/100	部長等	16/100			参事	13/100
施設長	6/100	課長、参事	10/100			課長、副参事	10/100
		補佐等	8/100			施設長	6/100
議会事務局		議長		議会の議長		議会事務局	
参事	15/100	事務局長	10/100	事務局長	8/100	事務局長	15/100
事務局長	10/100					事務局次長	10/100
教育委員会		教育委員会		教育委員会		教育委員会	
次長	15/100	次長	16/100	課長、参事	8/100	次長	15/100
参事	13/100	課長、参事	10/100			参事	13/100
課長、副参事	10/100	施設長	8/100			課長、副参事	10/100
施設長	6/100					施設長	6/100
		農業委員会		農業委員会		農業委員会	
		事務局長	8/100	事務局長	8/100	事務局長	10/100

別表2

特殊勤務手当

は廃止

笠間市		友部町		岩間町		新　市		(備考)
市税事務手当	500円／日	徴税事務	1級　1，300円 2級　1，500円 3級　1，700円 4･5級2，000円 6級　2，300円	徴税事務	1級　1，300円 2級　1，500円 3級　1，500円 4･5級1，700円 6級　2，000円 7．8級2，300円			
		滞納整理従事手当	4時間以上300円 4時間未満200円			滞納整理従事手当	200円／日	訪問のみ
行旅病人、死亡人従事手当	病人500円／件	行旅死亡人取扱手当	2，000円／件			行旅病人、死亡人従事手当	病人500円／件	
	死亡人3，000円／件						死亡人3，000円／件	
感染症防疫作業手当	500円／日	感染症防疫作業	300円／回	感染症防疫作業	300円／日	感染症防疫作業手当	300円／日	
社会福祉事務手当	3，000円／月					社会福祉事務手当	200円／日	訪問のみ
植物防疫作業手当	300円／日	植物防疫作業	300円／回	植物防疫作業	300円／日	植物防疫作業手当	200円／日	
塵芥処理手当	5，000円／月			塵芥処理作業手当	300円／日			
殺蓄犬等処理手当	800円／日	動物死体処理手当	300円／日			動物死体処理手当	500円／日	
保育所業務手当	2，000円／月	保育業務手当	給料月額5％					
調理業務手当	2，000円／月							
幼稚園業務手当	2，000円／月							
保健業務手当	250円／日	保健業務手当	4，000円／月	保健業務手当	2，000円／月	精神保健業務手当	200円／日	精神障害者に対す指導等
		運転乗務手当	5，000円／月	運転業務手当	300円／日			
		派遣手当	12，000円／月					
		病院業務従事手当	5，000円／月					
		塩素取扱手当	3，000円／月					
		夜間看護手当	4時間以上3，300円 2～4時間2，900円 2時間未満2，000円			夜間看護手当	4時間以上3，300円 2～4時間2，900円 2時間未満2，000円	
		医師研究手当	850，000円以内			医師研究手当	850，000円以内	
		感染症接触手当	50／日			感染症接触手当	50／日	
		放射線取扱手当	点数表に定めるエックス線撮影若しくは透視の料金の固定点数の100分の3			放射線取扱手当	点数表に定めるエックス線撮影若しくは透視の料金の固定点数の100分の3	
				土木作業手当	2，000円／月			

別表3

旅　費

笠間市

1　日当

①支給しない場合

②半額支給
　隣接市町村への旅行

2　日当等の額

一般職の職員

単位:円

日当	宿泊料(1夜)		(1夜)
(1日)	県外	県内	食事料
1,600	12,000	11,000	1,800

3　その他

外国旅行支度料制度　…　有

友部町

1　日当

①支給しない場合
　隣接市町村への旅行
②半額支給
　県内の宿泊を伴わない旅行

2　日当等の額

一般職の職員(4級以上の職員)

単位:円

日当	宿泊料(1夜)		(1夜)
(1日)	甲地方	乙地方	食卓料
2,200	10,900	9,800	2,200

一般職の職員(3級以下の職員)

1,700	10,900	9,800	1,700

※甲地方　東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市及び町長がこれに準じると認めた地域
乙地域　その他の地域

3　その他

外国旅行支度料制度　…　有

岩間町

1　日当

①支給しない場合
　隣接市町村への旅行
②半額支給
　宿泊を伴わない旅行

2　日当等の額

一般職の職員

単位:円

日当	宿泊料(1夜)		(1夜)
(1日)	甲地方	乙地方	食事料
2,000	10,900	9,800	2,000

※甲地方　東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市のうち財務省令で定めるもの
乙地方　その他の地域

新　市

1　日当

①支給しない場合
　隣接市町村への旅行
②半額支給
　県内の旅行

2　日当等の額

一般職の職員

単位:円

日当	宿泊料(1日)		(1夜)
(1日)	県外	県内	食事料
2,000	12,000	11,000	1,800

3　その他

外国旅行支度料制度　…　廃止

報告第３０号

新市の組織及び機構について

新市の組織及び機構について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１１月８日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会　長　　磯　　良　史

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについては，第 3 回合併協議会で確認された調整方針を基に，定員管理の適正化を図りつつ，次の事項を基本として合併時までに調整・整備する。尚，新市においては常に見直しを図り，効率化に努めるものとする。

〔協議第２１号　組織及び機構の取扱いについて〕
（１）新市の組織及び機構については，効率的・効果的な行政運営の推進と指揮命令系統や責任の所在の明確化を基本に，合併時までに調整するものとする。
（２）現在の笠間市役所及び岩間町役場の各支所には，新市全体の行政サービスの維持・向上を図るため，総合的な機能を持つ組織機構を配置するものとする。

１　基本方針
（１） 市民の声を適切に反映することが出来る組織・機構
（２） 市民が親しみやすく，利用しやすい組織・機構
（３） 責任の所在が明確な組織・機構
（４） 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
（５） 財政計画の数値目標（職員削減等）に対応する組織・機構
（６） 簡素で効率的な組織・機構
（７） 行政課題に即応できる組織・機構
（８） 緊急時に即応できる組織・機構

２　個別方針
新市においては，現在の友部町役場を本所とし，また，現在の笠間市役所及び岩間町役場は，総合的な機能を持つ支所とするが，当面，教育委員会は現在の笠間市役所，農業委員会は現在の岩間町役場に配置するものとする。

３　笠間市組織機構

―別　紙―

笠間市組織機構

本　　庁

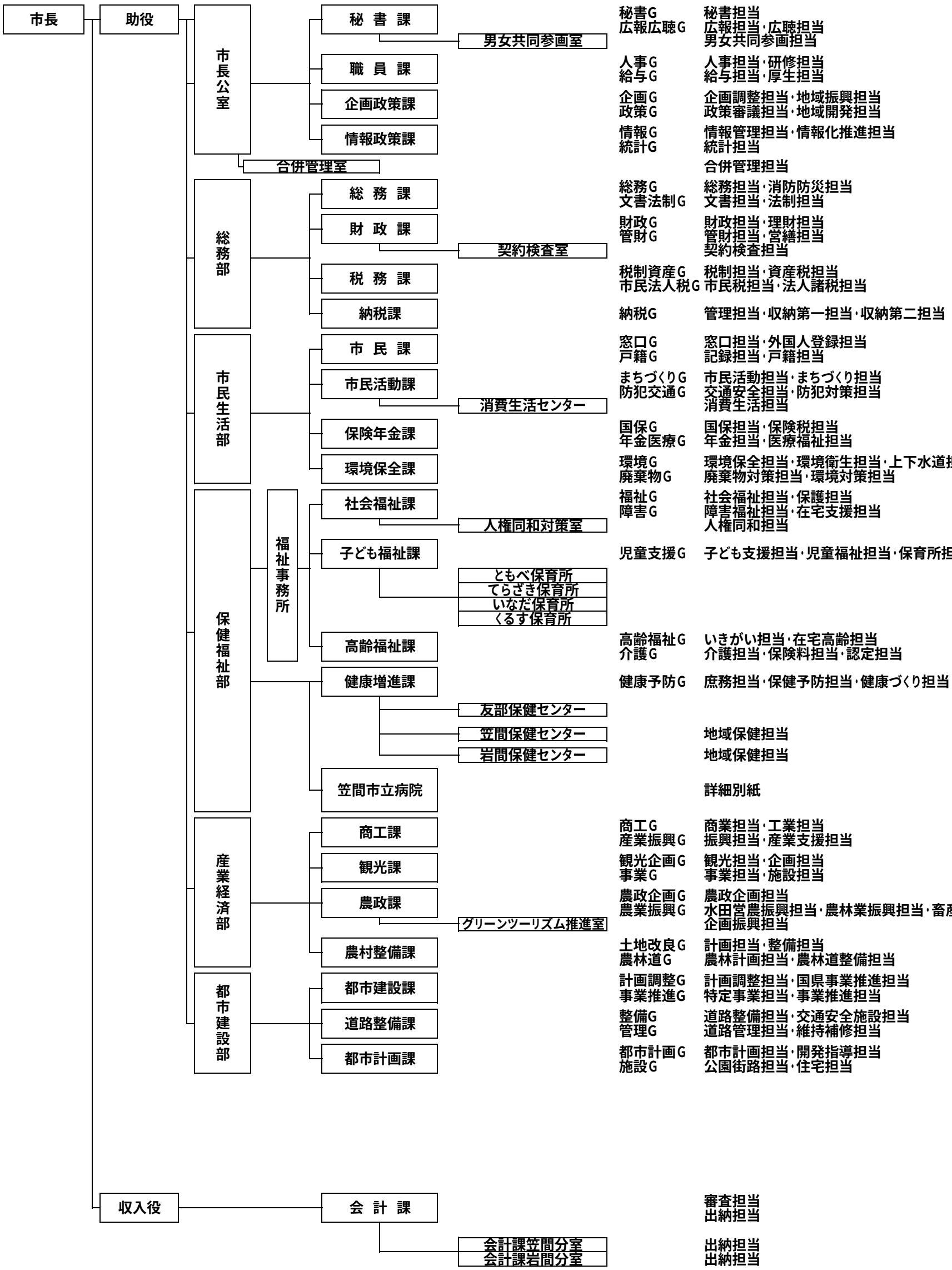
市長
助役
市長公室
秘　書　課
男女共同参画室
職　員　課
企画政策課
情報政策課
合併管理室
秘書G　秘書担当
広報広聴G　広報担当・広聴担当
男女共同参画担当
人事G　人事担当・研修担当
給与G　給与担当・厚生担当
企画G　企画調整担当・地域振興担当
政策G　政策審議担当・地域開発担当
情報G　情報管理担当・情報化推進担当
統計G　統計担当
合併管理担当
総務部
総　務　課
財　政　課
契約検査室
税　務　課
納税課
総務G　総務担当・消防防災担当
文書法制G　文書担当・法制担当
財政G　財政担当・理財担当
管財G　管財担当・営繕担当
契約検査担当
税制資産G　税制担当・資産税担当
市民法人税G　市民税担当・法人諸税担当
納税G　管理担当・収納第一担当・収納第二担当
市民生活部
市　民　課
市民活動課
消費生活センター
保険年金課
環境保全課
窓口G　窓口担当・外国人登録担当
戸籍G　記録担当・戸籍担当
まちづくりG　市民活動担当・まちづくり担当
防犯交通G　交通安全担当・防犯対策担当
消費生活担当
国保G　国保担当・保険税担当
年金医療G　年金担当・医療福祉担当
環境G　環境保全担当・環境衛生担当・上下水道担当
廃棄物G　廃棄物対策担当・環境対策担当
保健福祉部
福祉事務所
社会福祉課
人権同和対策室
子ども福祉課
ともべ保育所
てらざき保育所
いなだ保育所
くるす保育所
高齢福祉課
健康増進課
友部保健センター
笠間保健センター
岩間保健センター
笠間市立病院
福祉G　社会福祉担当・保護担当
障害G　障害福祉担当・在宅支援担当
人権同和担当
児童支援G　子ども支援担当・児童福祉担当・保育所担当
高齢福祉G　いきがい担当・在宅高齢担当
介護G　介護担当・保険料担当・認定担当
健康予防G　庶務担当・保健予防担当・健康づくり担当
地域保健担当
地域保健担当
詳細別紙
産業経済部
商工課
観光課
農政課
グリーンツーリズム推進室
農村整備課
商工G　商業担当・工業担当
産業振興G　振興担当・産業支援担当
観光企画G　観光担当・企画担当
事業G　事業担当・施設担当
農政企画G　農政企画担当
農業振興G　水田営農振興担当・農林業振興担当・畜産担当
企画振興担当
土地改良G　計画担当・整備担当
農林道G　農林計画担当・農林道整備担当
都市建設部
都市建設課
道路整備課
都市計画課
計画調整G　計画調整担当・国県事業推進担当
事業推進G　特定事業担当・事業推進担当
整備G　道路整備担当・交通安全施設担当
管理G　道路管理担当・維持補修担当
都市計画G　都市計画担当・開発指導担当
施設G　公園街路担当・住宅担当
収入役
会　計　課
会計課笠間分室
会計課岩間分室
審査担当
出納担当
出納担当
出納担当

笠　間　支　所

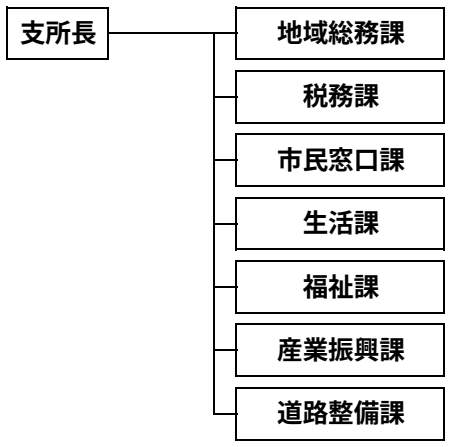

総務G	庶務担当・管財担当
振興G	地域振興担当・消防防災担当
窓口G	税証明担当・収納担当
税務G	税務担当・資産税担当
窓口G	窓口担当・戸籍住民担当
国保年金G	国保担当・年金医療担当
生活活動G	生活活動担当・交通防犯担当
環境G	環境担当・上下水道担当
社会福祉G	社会福祉担当・障害福祉担当
高齢介護G	高齢担当・介護保険担当
商工観光G	商工担当・観光担当
農業G	農林振興担当・農地整備担当
道路G	整備担当・管理担当・住宅担当
特定事業G	事業担当・推進担当

岩　間　支　所

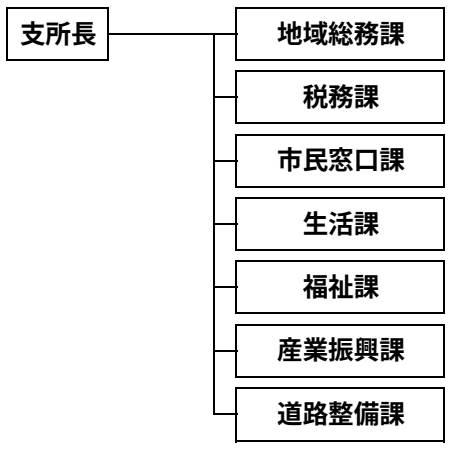

総務G	庶務担当・管財担当
振興G	地域振興担当・消防防災担当
窓口G	税証明担当・収納担当
税務G	税務担当・資産税担当
窓口G	窓口担当・戸籍住民担当
国保年金G	国保担当・年金医療担当
生活活動G	生活活動担当・交通防犯担当
環境G	環境担当・上下水道担当
社会福祉G	社会福祉担当・障害福祉担当
高齢介護G	高齢担当・介護保険担当
商工観光G	商工担当・観光担当
農業G	農林振興担当・農地整備担当
道路G	整備担当・管理担当
特定事業G	事業担当・推進担当

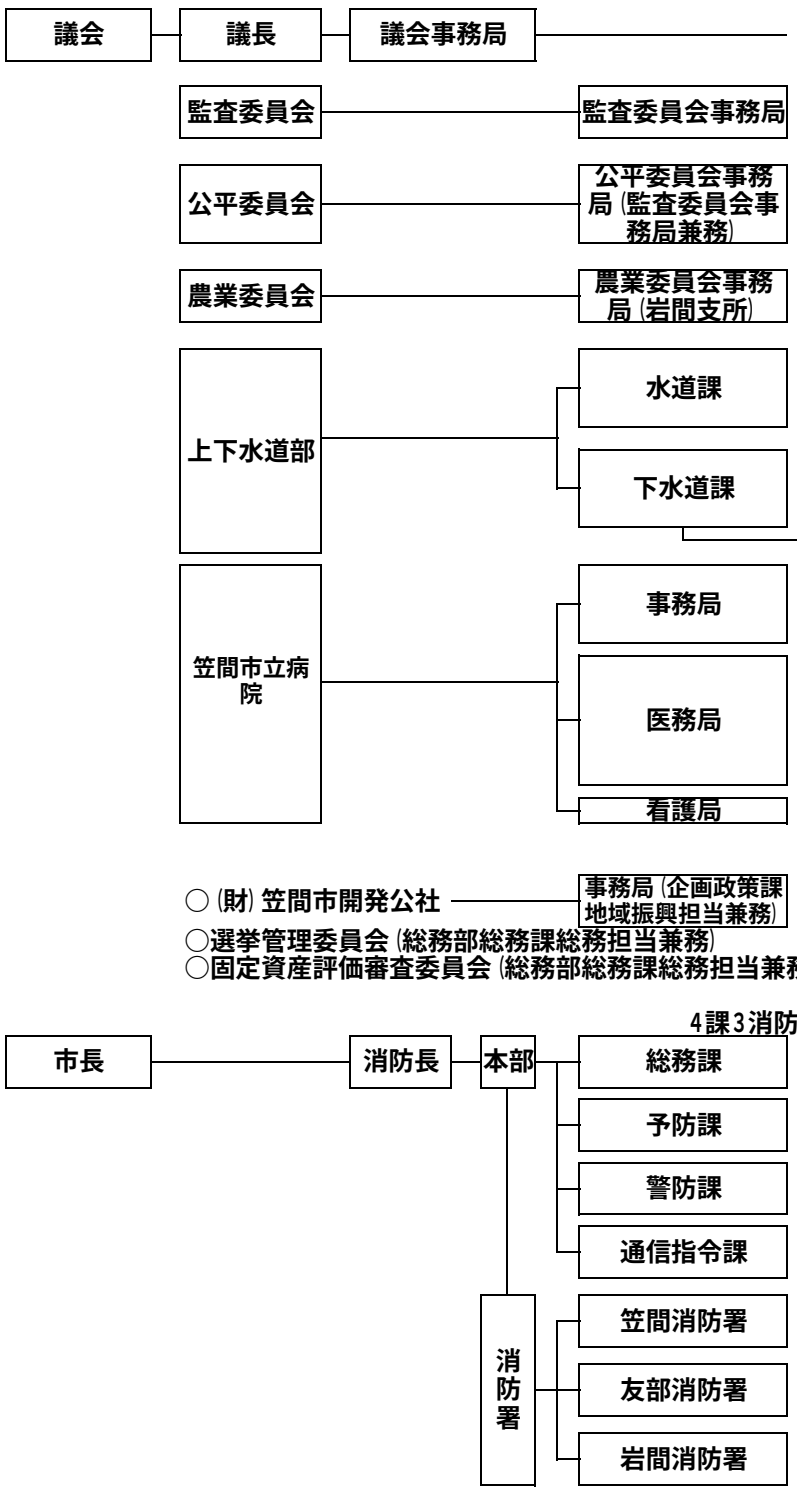

	庶務調査担当
	議事担当
	局長・考査員・書記
	農政担当
	農地担当
業務G	総務担当・工事管理担当・料金担当
工務G	工務第一担当・工務第二担当・工務第三担当
施設G	施設第一担当・施設第二担当・施設第三担当・工業用水担当
業務G	庶務担当・排水設備担当・料金担当
工務G	工務第一担当・工務第二担当・工務第三担当
管理G	管理第一担当・管理第二担当
	農集排担当
	庶務担当 会計担当 医事担当
	医科 薬剤科 栄養科 放射線科 臨床検査科

○選挙管理委員会（総務部総務課総務担当兼務）
○固定資産評価審査委員会（総務部総務課総務担当兼務）

	業務係 庶務係

4課3消防署

	庶務係 経理係
	査察指導係 危険物規制係
	警防係 救急救助係
	第一指令係 第二指令係

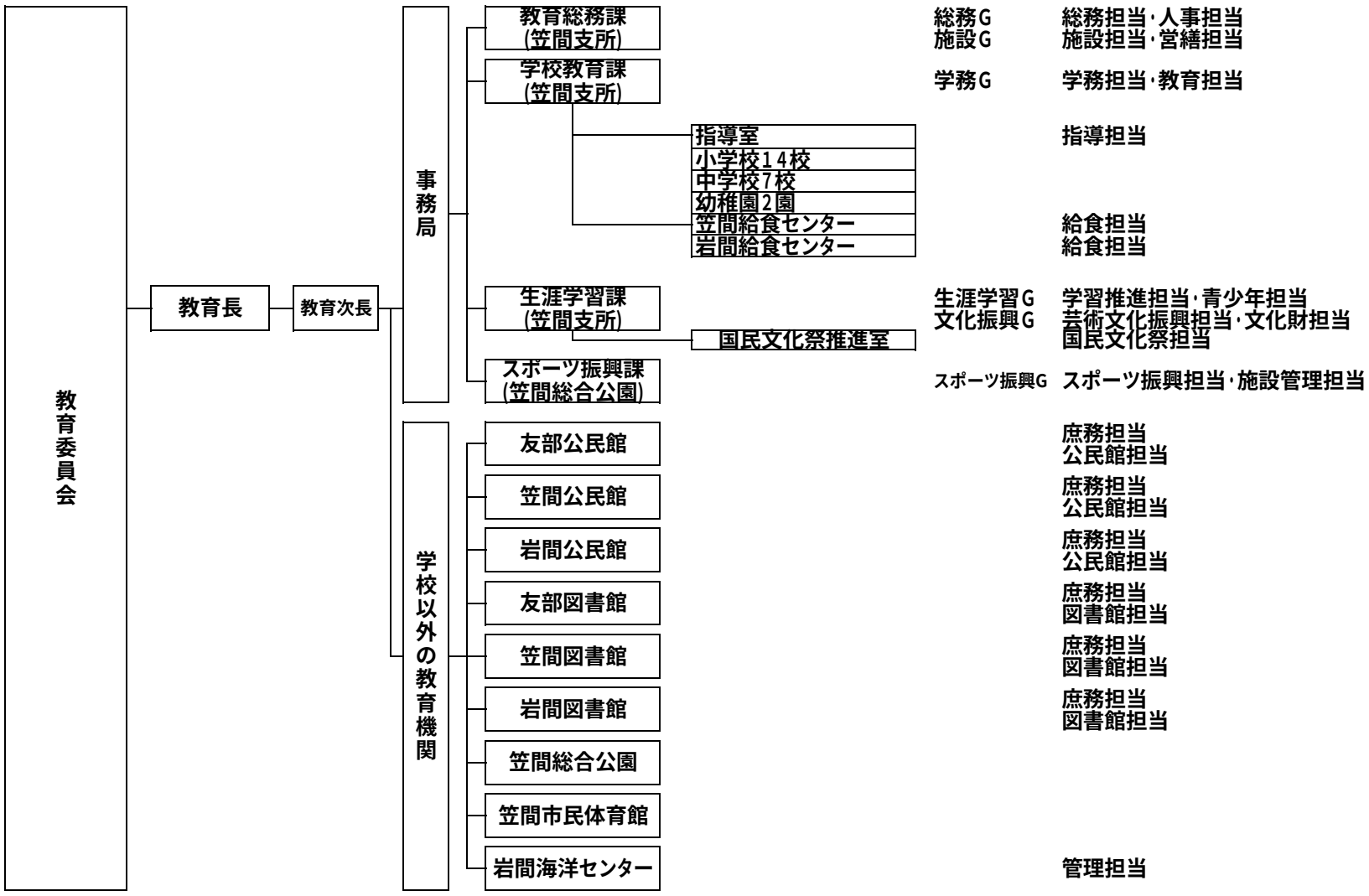
教育委員会
教育長
教育次長
事務局
教育総務課
(笠間支所)
総務G
総務担当･人事担当
施設G
施設担当･営繕担当
学校教育課
(笠間支所)
学務G
学務担当･教育担当
指導室
指導担当
小学校１４校
中学校7校
幼稚園2園
笠間給食センター
給食担当
岩間給食センター
給食担当
生涯学習課
(笠間支所)
生涯学習G
学習推進担当･青少年担当
文化振興G
芸術文化振興担当･文化財担当
国民文化祭担当
国民文化祭推進室
スポーツ振興課
(笠間総合公園)
スポーツ振興G
スポーツ振興担当･施設管理担当
学校以外の教育機関
友部公民館
庶務担当
公民館担当
笠間公民館
庶務担当
公民館担当
岩間公民館
庶務担当
公民館担当
友部図書館
庶務担当
図書館担当
笠間図書館
庶務担当
図書館担当
岩間図書館
庶務担当
図書館担当
笠間総合公園
笠間市民体育館
岩間海洋センター
管理担当

部・課等		グループ等	担当等	主な事務内容
市長公室	秘書課	秘書G	秘書	秘書，褒賞，渉外，友好都市
		広報広聴G	広報 広聴	広報誌，市勢要覧，ホームページ 陳情，パブリックコメント，行政相談
	男女共同参画室		男女共同参画	男女共同参画社会推進
	職員課	人事G	人事 研修	職員の任免，身分，分限，懲戒，服務 職員の研修，人事考課
		給与G	給与 厚生	職員の給与，旅費 職員の福利厚生
	企画政策課	企画G	企画調整 地域振興	総合計画等策定，地方分権推進 地域振興の企画調整，広域行政計画，(財)笠間市開発公社
		政策G	政策審議 地域開発	庁議，政策会議，行政評価，行政改革推進 地域開発，土地利用計画
	情報政策課	情報G	情報管理 情報化推進	ネットワークシステム運用，情報処理機器の維持管理 行政情報化，地域情報化
		統計G	統計	統計
	合併管理室		合併管理	新市建設計画等進行管理
総務部	総務課	総務G	総務 消防防災	選挙管理委員会，行政区，固定資産評価審査委員会 防災・災害対策，防災行政無線，地区消防団
		文書法制G	文書 法制	総合文書管理システム，文書収受 市例規集，情報公開制度
	財政課	財政G	財政 理財	予算編成，財政状況公表，市財政計画 市債，地方交付税
		管財G	管財 営繕	公有財産管理，庁舎維持管理，市境界・字区域の変更 建造物修繕・改修・新設
	契約検査室		契約検査	工事等入札・契約・検査，入札参加資格審査
	税務課	税制資産G	税制 資産税	税制度調査，納税組合，税条例 固定資産税賦課・評価
		市民法人税G	市民税 法人諸税	市県民税賦課・調定，申告相談 法人市民税，軽自動車税等賦課
	納税課	納税G	管理 収納第一 収納第二	納税思想普及，市税・国保税収納管理，口座振替 市税・国保税滞納整理 強制換価処分，茨城租税債権管理機構
市民生活部	市民課	窓口G	窓口 外国人登録	窓口案内，戸籍・住民基本台帳，印鑑証明 外国人登録，外国人照会
		戸籍G	記録 戸籍	郵便による戸籍・住民基本台帳，住基ネット 戸籍・附票の記載・整備
	市民活動課	まちづくりG	市民活動 まちづくり	市民活動組織（NPO・自治会等），国際交流，コミュニティ助成事業 市民憲章推進，まちづくり推進，市民参画
		防犯交通G	交通安全 防犯対策	交通安全指導，県民交通災害共済 防犯関係団体，安全安心まちづくり推進，防犯灯
	消費生活センター		消費生活	消費生活相談
	保険年金課	国保G	国保 保険税	国民健康保険，資格得喪処理，諸給付 国保税賦課
		年金医療G	年金 医療福祉	国民年金相談，国民年金申請受付 医療福祉給付，老人保健
	環境保全課	環境G	環境保全 環境衛生 上下水道	環境基本計画，地球温暖化防止，自然公園 飼犬登録，狂犬病予防，有害鳥獣駆除 上下水道・農業集落排水・合併浄化槽の受付
		廃棄物G	廃棄物対策 環境対策	一般廃棄物収集・運搬，リサイクル 公害，河川等水質保全
福祉	社会福祉課	福祉G	社会福祉 保護	民生委員・児童委員，日赤，福祉関係団体 生活保護
		障害G	障害福祉 在宅支援	障害者（児）福祉施策，障害者福祉計画 障害者（児）手帳，福祉手当，福祉タクシー
	人権同和対策室		人権同和	人権・同和，人権擁護委員
	子ども福祉課	児童支援G	子ども支援 児童福祉 保育所	子育て支援，子育て支援センター，放課後児童健全育成事業 児童手当，児童扶養手当 市立保育所の施設管理，保育料

保健福祉部	事務所	ともべ保育所		入所園児の保育
		てらざき保育所		入所園児の保育
		いなだ保育所		入所園児の保育
		くるす保育所		入所園児の保育
	高齢福祉課	高齢福祉G	いきがい	老人福祉施策，敬老事業，シルバー人材センター
			在宅高齢	在宅高齢者福祉，地域支援事業，地域包括支援センター，在宅介護支援センター
		介護G	介護	介護保険給付，介護保険
			保険料	介護保険料
			認定	介護認定審査会，介護認定調査
	健康増進課（友部保健センター）	健康予防G	庶務	休日救急当番医，献血，健康管理システム
			保健予防	予防接種，結核予防，精神保健相談
			健康づくり	老人・母子・成人・歯科保健，栄養指導
	笠間保健センター		地域保健	保健・歯科・栄養指導，予防接種
	岩間保健センター		地域保健	保健・歯科・栄養指導，予防接種
	笠間市立病院	事務局	庶務	職員の身分・服務・給与
			会計	現金出納保管
			医事	患者受付，入退院事務
		医務局	医科	患者の診療
			薬剤科	調剤・製剤
			栄養科	栄養指導
			放射線科	撮影，透視，X線
			臨床検査科	臨床検査，記録
		看護局		診療介補，看護
産業経済部	商工課	商工G	商業	商業振興，大規模小売店舗法
			工業	鉱工業振興，工場立地誘導施策
		産業振興G	振興	商工会，中心市街地活性化，地場産業振興
			産業支援	中小企業金融，計量検査
	観光課	観光企画G	観光	観光関係団体育成指導，観光協会
			企画	観光振興，フイルム・コミッション，観光サイン
		事業G	事業	観光イベント，観光広告宣伝，観光物産開発
			施設	観光施設管理，市営駐車場
	農政課	農政企画G	農政企画	農林業企画，農業振興地域整備計画，農家組合
		農業振興G	水田営農振興	水田農業推進協議会，転作関連補助
			農林業振興	園芸・工芸作物振興，認定農業者育成，地産地消
			畜産	家畜防疫，畜産経営
	グリーンツーリズム推進室		企画振興	グリーンツーリズム，笠間クラインガルテン
	農村整備課	土地改良G	計画	土地改良事業計画，国営霞ヶ浦・石岡台地用水事業
			整備	土地改良事業，農業水利施設整備・改修
		農林道G	農林計画	農道林道調査計画
			農林道整備	農林道新設改良・維持補修
都市建設部	都市建設課	計画調整G	計画調整	特定事業（地域再生計画・合併支援・合併特例債各事業），補助・単独事業の計画
			国県事業推進	国県事業の調整，事業推進
		事業推進G	特定事業	特定事業の実施
			事業推進	都市再生整備計画・まちづくり交付金事業の実施
	道路整備課	整備G	道路整備	道路・橋梁新設改良
			交通安全施設	交通安全施設の整備
		管理G	道路管理	道路証明，道路・河川の境界確認，市道の認定
			維持補修	道路・橋梁・水路の維持補修
	都市計画課	都市計画G	都市計画	都市計画審議会，都市計画決定・変更，用途指定
			開発指導	開発行為，建築確認申請，違反建築物指導
		施設G	公園街路	公園・街路，笠間芸術の森公園管理，土地区画整理
			住宅	市営住宅の入退居，使用料，維持補修
会計課			審査	支出負担行為確認，支出命令審査
			出納	現金出納・保管，指定金融機関，決算の調製

笠間支所	地域総務課	総務G	庶務 管財	条例･規則等公告，文書の収受，情報公開 支所庁舎の維持管理，公用車の管理，大池田財産区相談窓口
		振興G	地域振興 消防防災	地域振興，広聴，コミュニティ事業申請受付 地区消防団連絡調整，自主防災組織
	税務課	窓口G	税証明 収納	市税･国保税の諸証明発行 納付書再発行，本庁との合同滞納整理
		税務G	税務 資産税	市民税申告相談･受付 固定資産，家屋評価
	市民窓口課	窓口G	窓口 戸籍住民	窓口案内，戸籍･住民基本台帳，印鑑証明 住民基本台帳の調製，埋火葬許可
		国保年金G	国保 年金医療	国保被保険者の資格得喪，高額療養費受付 基礎年金･福祉年金，国民年金諸届受付
	生活課	生活活動G	生活活動 交通防犯	市民相談，市民活動組織･ボランティア団体との連携 県民交通災害共済申請受付，交通安全指導，防犯灯
		環境G	環境 上下水道	公害，飼犬登録･狂犬病予防，生ごみ 上下水道･農業集落排水･合併浄化槽の受付
	福祉課	社会福祉G	社会福祉 障害福祉	日赤，保育所入退所，児童手当 身体障害者手帳･補装具等申請受付
		高齢介護G	高齢 介護保険	在宅介護支援センター，地域支援事業，敬老事業 介護保険資格，認定申請，調査事務
	産業振興課	商工観光G	商工 観光	中小企業関係各種資金の融資相談 観光宣伝，観光イベント，市営駐車場，菊栽培所
		農業G	農林振興 農地整備	米穀生産調整，農業近代化資金相談，認定農業者育成支援 土地改良事業，農業水利施設補修
	道路整備課	道路G	整備 管理 住宅	地域内道路新設･改良･維持補修 道路修繕受付，道路境界確認，開発行為相談 市営住宅入退居申請受付
		特定事業G	事業 推進	地域内特定事業計画 地域内特定事業実施
	会計課笠間分室		出納	現金収納，支出負担行為確認

岩間支所	地域総務課	総務G	庶務 管財	条例･規則等公告，文書の収受，情報公開 支所庁舎の維持管理，公用車の管理
		振興G	地域振興 消防防災	地域振興，広聴，コミュニティ事業申請受付 地区消防団連絡調整，自主防災組織
	税務課	窓口G	税証明 収納	市税･国保税の諸証明発行 納付書再発行，本庁との合同滞納整理
		税務G	税務 資産税	市民税申告相談･受付 固定資産，家屋評価
	市民窓口課	窓口G	窓口 戸籍住民	窓口案内，戸籍･住民基本台帳，印鑑証明 住民基本台帳の調製，埋火葬許可
		国保年金G	国保 年金医療	国保被保険者の資格得喪，高額療養費受付 基礎年金･福祉年金，国民年金諸届受付
	生活課	生活活動G	生活活動 交通防犯	市民相談，市民活動組織･ボランティア団体との連携 県民交通災害共済申請受付，交通安全指導，防犯灯
		環境G	環境 上下水道	公害，飼犬登録･狂犬病予防，生ごみ 上下水道･農業集落排水･合併浄化槽の受付
	福祉課	社会福祉G	社会福祉 障害福祉	日赤，保育所入退所，児童手当 身体障害者手帳･補装具等申請受付
		高齢介護G	高齢 介護保険	在宅介護支援センター，地域支援事業，敬老事業 介護保険資格，認定申請･調査事務
	産業振興課	商工観光G	商工 観光	中小企業関係各種資金の融資相談 観光宣伝，観光イベント
		農業G	農林振興 農地整備	米穀生産調整，農業近代化資金相談，認定農業者育成支援 土地改良事業，農業水利施設補修

	道路整備課	道路G	整備 管理	地域内道路新設･改良･維持補修 道路修繕受付，道路境界確認，開発行為相談
		特定事業G	事業 推進	地域内特定事業計画 地域内特定事業実施
	会計課岩間分室		出納	現金収納，支出負担行為確認

議会事務局		庶務調査 議事	議員報酬，議会広報 議会･委員会会議録，議案受理

監査委員会事務局	局長･考査員･書記	定期監査，行政監査，決算審査

公平委員会		監査委員会事務局兼務

農業委員会事務局		農政 農地	農業委員会の会議 農地等の権利移動･転用，農地基本台帳

上下水道部	水道課	業務G	総務 工事管理 料金	予算･企業債，水道事業認可等，職員の服務･給与 入札･契約，設計審査･工事検査 水道料金，口座振替
		工務G	工務第一 工務第二 工務第三	配水管･受託工事の設計･施工･監督 配水管･受託工事の設計･施工･監督 配水管･受託工事の設計･施工･監督
		施設G	施設第一 施設第二 施設第三 工業用水	量水器取替え･維持管理，水圧･水質調査 量水器取替え･維持管理，水圧･水質調査 量水器取替え･維持管理，水圧･水質調査 工業用水道
	下水道課	業務G	庶務 排水設備 料金	公共下水道特別会計，財政計画 供用開始，排水設備確認申請の審査等，合併処理浄化槽 受益者負担金賦課徴収，下水道使用料賦課徴収
		工務G	工務第一 工務第二 工務第三	基本計画策定･許可申請，補助申請 基本計画策定･許可申請，補助申請 基本計画策定･許可申請，補助申請
		管理G	管理第一 管理第二	施設の運転管理･維持修繕 施設の運転管理･維持修繕
	農集排推進室		農集排	農業集落排水特別会計

(財) 笠間市開発公社　　市長公室企画政策課地域振興担当兼務

選挙管理委員会　　総務部総務課総務担当兼務
固定資産評価審査委員会　　総務部総務課総務担当兼務

消防本部	総務課		庶務係 経理係	消防事務の企画調整，福利厚生 予算の経理，財産の管理
	予防課		査察指導係 危険物規制係	建築確認等の同意，消防用設備等の設置･指導 危険物製造所等の許可･認可･指導
	警防課		警防係 救急救助係	警防計画，火災の警戒防ぎょ，消防水利 災害対策，防災訓練，救急隊，救急救助
	通信指令課		第一指令係 第二指令係	消防緊急情報システム，消防用無線電話，防災行政無線 消防緊急情報システム，消防用無線電話，防災行政無線
消防署	笠間消防署			火災予防，火災の警戒防ぎょ，救急･救助業務
消防署	友部消防署			火災予防，火災の警戒防ぎょ，救急･救助業務
消防署	岩間消防署			火災予防，火災の警戒防ぎょ，救急･救助業務

教育委員会	事務局	教育総務課	総務G	総務 人事	教育委員会会議，教育行政施策の企画 事務局･学校その他教育機関の職員の任免･身分･分限･懲戒
			施設G	施設 営繕	教育施設の整備計画 教育施設の実施，国庫補助申請
		学校教育課	学務G	学務 教育	県費負担職員の任免･分限･懲戒の内申･服務，学齢児童生徒就学 幼稚園の設置･廃止
		指導室		指導	学校教育内容の助言指導
		笠間給食センター		給食	学校給食
		岩間給食センター		給食	学校給食
		生涯学習課	生涯学習G	学習推進 青少年	生涯学習の振興，社会教育委員 青少年センター，青少年育成
			文化振興G	芸術文化振興 文化財	文化･芸術の振興･企画立案 文化財保護審議会，有形無形文化財の調査･保護･活用
		国民文化祭推進室		国民文化祭	国民文化祭の準備
		スポーツ振興課	スポーツ振興G	スポーツ振興 施設管理	スポーツ･レクリェーションの振興 施設の維持管理，施設･用具の貸出
		笠間総合公園		管理	施設の維持管理，施設･用具の貸出
		笠間市民体育館		管理	施設の維持管理，施設･用具の貸出
	学校以外の教育機関	友部公民館		庶務 公民館	公民館予算･経理 定期講座，館の施設の貸出し
		笠間公民館		庶務 公民館	公民館予算･経理，公民館運営審議会 定期講座，館の施設の貸出し
		岩間公民館		庶務 公民館	公民館予算･経理 定期講座，館の施設の貸出し
		友部図書館		庶務 図書館	図書館の企画運営，予算･経理 図書館利用者のサービス
		笠間図書館		庶務 図書館	図書館の企画運営，予算･経理，図書館協議会， 図書館利用者のサービス
		岩間図書館		庶務 図書館	図書館の企画運営，予算･経理 図書館利用者のサービス
		岩間海洋センター		管理	施設の維持管理，施設･用具の貸出

第9回合併協議会資料

新 市 組 織 の 配 置 計 画

部名	課･室名	本庁･施設	フロアー	備　考
市長公室	秘書課	本庁	2Ｆ	
	男女共同参画推進室	本庁	2Ｆ	
	職員課	本庁	2Ｆ	
	企画政策課	本庁	2Ｆ	
	情報政策課	本庁	2Ｆ	
	合併管理室	本庁	2Ｆ	
総務部	総務課	本庁	2Ｆ	
	財政課	本庁	2Ｆ	
	契約検査室	本庁	2Ｆ	
	税務課	本庁	1Ｆ	
	納税課	本庁	1Ｆ	
市民生活部	市民課	本庁	1Ｆ	
	市民活動課	本庁	1Ｆ	
	消費生活センター	本庁	1Ｆ	
	保険年金課	本庁	1Ｆ	
	環境保全課	本庁	1Ｆ	
保健福祉部	福祉事務所	本庁	1Ｆ	
	社会福祉課	本庁	1Ｆ	
	人権同和対策室	本庁	1Ｆ	
	高齢福祉課	本庁	1Ｆ	
	子ども福祉課	本庁	1Ｆ	
	ともべ保育所	第1保育所		
	てらざき保育所	てらざき保育所		
	いなだ保育所	いなだ保育所		
	くるす保育所	くるす保育所		
	健康増進課	友部保健センター		
	友部保健センター			
	笠間保健センター	笠間保健センター		
	岩間保健センター	岩間保健センター		
	市立病院	国保病院		
産業経済部	商工課	本庁	1Ｆ	
	観光課	本庁	1Ｆ	
	農政課	本庁	1Ｆ	
	グリーンツーリズム推進室	本庁	1Ｆ	
	農村整備課	本庁	1Ｆ	
都市建設部	都市建設課	本庁	2Ｆ	
	道路整備課	本庁	1Ｆ	
	都市計画課	本庁	2Ｆ	
	会計課	本庁	1Ｆ	
	議会事務局	本庁	3Ｆ	
	監査委員会	本庁		
	公平委員会			
	農業委員会	岩間支所	1Ｆ	
上下水道部	水道課	友部･笠間広域下水道組合		
	下水道課	友部･笠間広域下水道組合		
	農集排推進室	友部･笠間広域下水道組合		
消防本部	本部　4課	広域		
	笠間消防署	笠間消防署		
	友部消防署	友部消防署		
	岩間消防署	岩間消防署		

教育委員会	教育総務課	笠間支所	2Ｆ	
	学校教育課	笠間支所	2Ｆ	
	指導室	笠間支所	2Ｆ	
	小学校　１４校	小学校		
	中学校　　７校	中学校		
	笠間幼稚園	笠間幼稚園		
	稲田幼稚園	稲田幼稚園		
	笠間給食センター	笠間給食センター		
	岩間給食センター	岩間給食センター		
	生涯学習課	笠間支所	2Ｆ	
	国民文化祭推進室	笠間支所	2Ｆ	
	スポーツ振興課	総合公園管理棟		
	笠間総合公園	総合公園管理棟		
	笠間市民体育館	総合公園管理棟		
	岩間海洋センター	岩間海洋センター		
	友部公民館	友部公民館		
	笠間公民館	笠間公民館		
	岩間公民館	岩間公民館		
	友部図書館	友部図書館		
	笠間図書館	笠間図書館		
	岩間図書館	岩間図書館		

部名	課･室名	本庁･施設	フロアー	備　考
笠間支所	地域総務課	笠間支所	1Ｆ	
	税務課	笠間支所	1Ｆ	
	市民窓口課	笠間支所	1Ｆ	
	生活課	笠間支所	1Ｆ	
	福祉課	笠間支所	1Ｆ	
	産業振興課	笠間支所	1Ｆ	
	道路整備課	笠間支所	1Ｆ	
	会計課分室	笠間支所	1Ｆ	

岩間支所	地域総務課	岩間支所	1Ｆ	
	税務課	岩間支所	1Ｆ	
	市民窓口課	岩間支所	1Ｆ	
	生活課	岩間支所	1Ｆ	
	福祉課	岩間支所	1Ｆ	
	産業振興課	岩間支所	1Ｆ	
	道路整備課	岩間支所	1Ｆ	
	会計課分室	岩間支所	1Ｆ	

報告第３１号

特別職報酬等審議小委員会の審議結果について

特別職報酬等審議小委員会の審議結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１１月８日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会　長　　磯　　良　史

平成１７年１０月１８日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会　長　　磯　　良　史　　様

特別職報酬等審議小委員会
委員長　　上　野　　眞

特別職報酬等審議小委員会の審議経過及び結果について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会特別職報酬等審議小委員会規程第７条の規定に基づき，審議経過及び結果について下記のとおり報告いたします。

記

１　第１回小委員会【再掲】

（１）開催日時　　平成１７年９月５日（月）　午前１０時３０分から午前１２時

（２）開催場所　　笠間市中央公民館　第１会議室

（３）出席委員　　１１名

（４）協議事項

①委員長及び副委員長の選出について

②小委員会の運営内容及びスケジュールについて

③特別職の報酬等の現況及び他団体の状況について

（５）協議結果

①委員長及び副委員長の選出について

役　職　名	氏　　名	市　町　名
委　員　長	上　野　　眞	岩　間　町
副 委 員 長	瀬　畑　洋　子	友　部　町

②現況及び他団体の状況等について

・小委員会の設置根拠，調査審議事項等についての説明。
・３市町の報酬等についての現況，県内他市・類似団体の状況及び合併先進地事例の説明，意見交換の実施。

２　第２回小委員会

（１）開催日時　　平成１７年１０月６日（木）　午後１時３０分から午後４時

（２）開催場所　　友部町役場　大会議室

（３）出席委員　　１２名

（４）協議事項

①市（町）長（職務執行者を含む。），助役，収入役及び教育長の給料等について

②議会議員の報酬等について

③農業委員会委員の報酬等について

（５）協議結果

①市（町）長（職務執行者を含む。），助役，収入役及び教育長の給料等について

市長，職務執行者，助役，収入役及び教育長の給料等について，具体的な金額の設定までを含めて協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】

・現行の３市町の額ではなく，県内全域を見渡して加味した上で金額を設定したほうがよい。

・業務量の増加等が考えられることから，人口規模に見合った設定がよい。

・合併前の高いところで設定するのは好ましくない。

・人口規模だけではなく，財政規模も加味して設定すべきである。

・市長等は，現行の３名から１名になることからも，当初から財政規模などから妥当な設定をすべきである。

・増額となる設定は，理想的ではあるが合併の目的からそうではないのではないか。

・収入役及び教育長は，同等の立場であると考えることから同額の設定をすべきである。

②議会議員の報酬等について

議会議員の報酬等について，具体的な金額を含めて協議を実施。また，あわせて在任特例期間経過後の新市の議会議員の報酬について，本小委員会で協議すべきかどうかを含めて協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】

○小委員会の協議事項について（特例期間内のみとするか，期間後も含めるか。）

・議会の状況如何では，解散ということもあり得る。特例後の報酬を現段階で設定しておくことで，後日のトラブルが極めて少なくなる。

・議員数の減などにより，財政状況等にも変動があり，本小委員会は特例期間内の報酬を設定し，その後については新市の報酬審議会で審議すべきである。

【主な意見】

・新市の報酬審議会は設置されるかなど不確定な要素がある。特例期間後の報酬についても，現在あるこの小委員会で協議を行うことがより確実性がある。

・報酬小委員会の趣旨として，新市の議会議員報酬を設定し，ただし特例期間内はこの金額とすることがあると考える。

・特例期間後の報酬は，不確定要素があるためここで審議することは難しい。

・この小委員会で特例期間後の報酬を設定し，かつ新市における報酬審議会で再度審議するということがよりよいと考える。ここで金額を設定しなければ，新市の審議会で再度３本で検討しなければならなくなる。

○新市の議会議員の報酬等について

（特例期間内）

・議員報酬については，現在の３市町の報酬総額を超えない範囲で設定すべきである。

・報酬額については金額は別として，同一議会内において，報酬額に差があることはおかしい。

・現在の１市２町の議員報酬でいることが望ましいのではないか。

・今回の場合は，人口，面積等から現状維持が望ましい。

・難しい問題ではあるが，同じ議員である以上同じ金額とすることが望ましい。

・枠があっての中での議論であるため，統一をするにはより困難があるため，統一をしなくてもよいのではないか。

・金額を低いところに統一するということが，一番住民にとっては望ましい。財政指数も考慮すると一概に人口規模などで決められる問題ではない。当初から差をつけてこうだとするのではなく，合併による統合が円滑に進むような方法をとるべきである。

・現在の総額の枠内で平均してはどうか。

・議長，副議長については，（議員報酬が現行どおりの結果を受けて）どの出身の議員が就任した場合も笠間市の額に統一すべきである。

・過去２０市の中では，現在の笠間市の額は最も低い額である。

（特例期間後）

・規模的なものから他自治体の状況を参考に，４０万円台としてはどうか。

・交際範囲の広がりなども考慮し，基準的に４０万円とすべきではないか。

・最初から高い数字を設定するのではなく，最初の設定は現状とするべきではないか。

・報酬額としては３８万円でよいのではないか。

・議長，副議長については，議員の額から他自治体を参考に設定してはどうか。

③農業委員会委員の報酬等について

農業委員会委員の報酬等について，具体的な金額を含めて協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】
・県内の水準と比較し低い現状がある。特例期間というものも実質的な延長期間を考慮すると，笠間市及び友部町では参考とならない部分がある。一律的に多少の増額はよいのではないか。
・議員報酬の１０％にあたる額を月額としてはどうか。

３　第３回小委員会

（１）開催日時　　平成１７年１０月１８日（火）午後１時３０分から午後２時３０分
（２）開催場所　　岩間町役場　２０１会議室
（３）出席委員　　９名
（４）協議事項
①特別職報酬等審議結果報告について
（５）協議結果
①特別職報酬等審議結果報告について

前回までの審議結果の確認及び協議会への報告についての協議を実施。主な意見は次のとおり。

【主な意見】
・議会議員の報酬について，同一議会内において差があることで円滑な議会運営の妨げとなるのではないかという懸念がある。検討を進めてはどうか。
・難しい問題であるが，延長期間内であることから決定された結果であるので尊重すべきではないか。

４　小委員会の審議結果

特別職の報酬を審議するにあたっては，合併協議会で確認をされている「特別職の職員の給料及び報酬については，類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。」という調整方針を踏まえ，県内他市等を参考に具体的な審議を行った結果，別紙のとおり決定し報告するものである。

常勤の特別職の職員については，人口規模，財政規模また合併の目的といった観点から議論を深め，新笠間市の規模，また現在の３名から１名になるという削減効果及び職責の増加を考慮したうえで決定をし，市長については多数決，職務執行者，助役，収入役及び教育長については全員一致により決定したものである。

議会議員については，在任特例期間内及び期間後までの報酬額について協議すべきかという議論を行い，「特例期間内の報酬のみを審議する。」，「特例期間後の報酬まで審議する。」という双方の意見がでたが，特別職の報酬を審議するために合併協議会において設置された小委員会であることの趣旨を踏まえ，特例期間後の議員報酬についても審議することで決定をし協議を行った。

まず，特例期間内の報酬については，「同一議会内において差があることは，望ましくない。」とする意見もあったが，いずれの方法によっても現在の総額の範囲内とすべきとの認識から，統一の困難性，県内他市等の状況を考慮し多数決により決定をしたものである。また，議長及び副議長については，職責等を考慮し，全員一致により現在の笠間市の額に統一することで決定をしたものである。

次に，特例期間後の報酬については，新笠間市の規模，また３０名となることでの削減効果及び範囲の広がりを考慮し，県内他市等を参考として多数決により決定したものである。また，特例期間後の報酬については，新市において報酬審議会を設置し，再度の審議を求めるものである。

農業委員会委員については，在任特例の適用はあるものの，実質的な任期の延長期間及び県内他市等と比較し低い水準に現状があることを踏まえ，また，特例期間後の新市の議会議員報酬も考慮したうえで，全員一致により決定をしたものである。

別紙

職名			金額等		
常勤の特別職	市長		月額	９００，０００円	期末手当 ６月 １６０／１００ １２月 １７０／１００ 加算 １５／１００
	職務執行者		月額	９００，０００円	
	助役		月額	７２０，０００円	
	収入役		月額	６５０，０００円	
	教育長		月額	６５０，０００円	
議会議員	特例期間内	議長	月額	４１０，０００円	期末手当 ６月 １６０／１００ １２月 １７０／１００ 加算 １５／１００
		副議長	月額	３８０，０００円	
		議員	月額	笠間市　３６０，０００円 友部町　３３３，０００円 岩間町　３００，０００円	
	特例期間後	議長	月額	４６０，０００円	
		副議長	月額	４２５，０００円	
		議員	月額	４００，０００円	
農業委員会委員	会長		月額	４６，０００円	
	会長代理		月額	４２，５００円	
	委員		月額	４０，０００円	

参考資料

報酬試算

①市長等	３市町現行総額	１２８，２５５，４００円
	小委員会案総額	４６，１２０，９００円
	現行額比較	８２，１３４，５００円の減(Ａ)
②議会議員	３市町現行総額	２７９，６５０，４７５円
	小委員会案総額	１９０，８８２，５７５円
	現行額比較	８８，７６７，９００円の減(Ｂ)
③農業委員会	３市町現行総額	１８，０１０，０００円
	小委員会案総額	１４，５０２，０００円
	現行額比較	３，５０８，０００円の減(Ｃ)

合計現行額比較（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	１７４，４１０，４００円の減

(在任特例期間中)

①市長等	３市町現行総額	１２８，２５５，４００円
	小委員会案総額	４６，１２０，９００円
	現行額比較	８２，１３４，５００円の減(Ｄ)
②議会	３市町現行総額	２７９，６５０，４７５円
笠間市が議長副議長となった場合		２７７，９２８，８４０円
	現行額比較	１，７２１，６３５円の減(Ｅ)
友部町が議長副議長となった場合		２７８，７８１，７７０円
	現行額比較	８６８，７０５円の減(Ｆ)
岩間町が議長副議長となった場合		２７９，８２４，２４０円
	現行額比較	１７３，７６５円の増(Ｇ)

③農業委員会　(選挙によるもの)	３市町現行総額	１８，０１０，０００円
	小委員会案総額	２０，７４２，０００円
	現行額比較	２，７３２，０００円の増(Ｈ)

合計現行額比較	①例（Ｄ＋Ｅ＋Ｈ）	８１，１２４，１３５円の減
	②例（Ｄ＋Ｆ＋Ｈ）	８０，２７１，２０５円の減
	③例（Ｄ＋Ｇ＋Ｈ）	７９，２２８，７３５円の減

協議第２９号

特別職の報酬について

特別職の報酬について，別紙のとおり提出する。

平成１７年１１月８日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会　長　　磯　　良　史

別紙

職　名			金　額　等		
常勤の特別職	市　　長		月額	９００，０００円	期末手当 ６月 １６０／１００ １２月 １７０／１００ 加算 １５／１００
	職務執行者		月額	９００，０００円	
	助　　役		月額	７２０，０００円	
	収　入　役		月額	６５０，０００円	
	教　育　長		月額	６５０，０００円	
議会議員	特例期間内	議　長	月額	４１０，０００円	期末手当 ６月 １６０／１００ １２月 １７０／１００ 加算 １５／１００
		副議長	月額	３８０，０００円	
		議　員	月額	笠間市　３６０，０００円 友部町　３３３，０００円 岩間町　３００，０００円	
	特例期間後	議　長	月額	４６０，０００円	
		副議長	月額	４２５，０００円	
		議　員	月額	４００，０００円	
農業委員会委員	会　　長		月額	４６，０００円	
	会長代理		月額	４２，５００円	
	委　　員		月額	４０，０００円	

職名	笠間市			友部町			岩間町			新笠間市（案）		
選挙管理委員会	委員長	日額	7,000	委員長	日額	10,000	委員長	日額	10,000	委員長	日額	10,000
	委　員	日額	6,500	委　員	日額	8,200	委　員	日額	8,200	委　員	日額	8,200
監　査　委　員	識　見	月額	40,000	識　見	日額	9,800	識　見	日額	8,300	識　見	月額	55,000
	議　会	月額	32,000	議　会	日額	8,700	議　会	日額	7,100	議　会	月額	40,000
公 平 委 員 会	委員長	日額	6,500	共同設置のため左に同じ。			共同設置のため左に同じ。			委員長	日額	6,500
	委　員	日額	6,000							委　員	日額	6,000
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	6,000	委　員	日額	6,600	委　員	日額	5,000	委　員	日額	6,600
	委　員	日額	5,500									
教 育 委 員 会	委員長	月額	45,000	委員長	月額	32,000	委員長	月額	26,000	委員長	月額	50,000
	委　員	月額	40,000	委　員	月額	29,000	委　員	月額	24,000	委　員	月額	45,000